

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会（第2回）

議事概要

1. 日時：令和2年3月3日（火）15：00～17：00
2. 場所：農林水産省三番町共用会議所大会議室
3. 出席者：

（委員）砂金甚太郎委員、河野守委員、齋藤一志委員、坂本修三委員、清家剛委員、高橋利己委員、田畑佑介委員、中野隆二委員、林いづみ委員、藤田毅委員、本川和幸委員、三浦啓委員、森暢郎委員、森田茂委員、山氏徹委員

（事務局）農林水産省：渡邊畜産部長、伏見畜産企画課長、姫野流通飼料対策室長、武部畜産企画課課長補佐、林畜産企画課課長補佐

○姫野飼料課流通飼料対策室長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから、新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会第2回を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日は、ご多忙中にもかかわらずお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を承っております担当室長の姫野でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊畜産部長より挨拶がございます。部長、よろしくお願いいたします。

○渡邊畜産部長　こんにちは。第2回の新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろから、農林水産行政、とりわけ畜産行政の推進に当たりまして、各段のご理解とご協力をいただいております。深く感謝を申し上げる次第です。

また、本日はお忙しい中、また、新型コロナウイルスの関係で非常に大変な中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

前回の2月4日に開催されました第1回検討委員会では、当省からお示した論点につきまして熱心なご議論をいただいたところでございます。

本日は、前回のご議論を踏まえまして、議論の前提となる酪農業の現状ですとか、畜産

振興に向けました建築基準緩和の政策的な位置づけなどについて、当省のほうからご説明をさせていただいた後、新制度のあり方についてフレーム案をお示ししたいと考えているところでございます。

とりまとめに向けまして議論を深めてまいりたいと思っておりますので、本日も忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　ありがとうございました。

それでは、議事を進めていただく前に、座長であります森田委員より一言ご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○森田座長　　酪農学園の森田です。

前回の2月4日に続いて、今回は第2回の委員会ではありますが、前回の議論を、先日、議事録が回ってきて読み返してみますと、非常に活発な提案が皆さんからあったと思えます。

今もお話があったように、フレーム案の説明等も出てきますし、前回の意見に基づいて修正された考え方等の最初の入り口部分の話も出てくると思えます。

本日も、それぞれのご意見を順番に聞いてまいりますが、さまざまな方がここに一堂に会しているわけですので、ご自分の立場からこの検討内容についてご議論いただければと思います。

前回の議事録をみてみますと、皆さんの積極的な意見を座長の私がかうまくとりまとめられていない部分もありますが、基本的に皆さんの意見のキャッチボールが検討委員会というものの姿をよくすると思えますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　ありがとうございました。

では、議事を進めます前に、撮影の方はこのあたりで終了といたしますので、お席にお戻りいただきますようお願い申し上げます。

では、私のほうから、きょうの出席の委員の方を順に紹介させていただきます。

座長の森田委員でございます。

砂金委員でございます。

河野委員でございます。

齋藤委員でございます。

坂本委員でございます。

清家委員でございます。

高橋委員でございます。

田畑委員でございます。

中野委員でございます。

林委員でございます。

藤田委員でございます。

本川委員でございます。

三浦委員でございます。

森委員でございます。

山氏委員でございます。

引き続き、事務局から、本日の配付資料の確認をさせていただきます。資料の一覧をご覧ください。

資料1は議事次第、資料2は委員名簿、資料3は検討委員会開催要領（案）、資料4は検討委員会資料でございます。このほか、畜舎に関する要望事項について、参考資料として、参考1「畜舎施設のコストダウンにつながる提案」、参考2「畜舎建設規制緩和に関する要望書」を配付しております。

お手元の資料に不足はございませんでしょうか。不足がありましたら、事務局までお申しつけください。

○森田座長　皆さん、資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、先日の第1回検討委員会では、農林水産省より、今後の検討に必要となる基本的事項及び検討会での論点について、また、中野委員からは実際の畜舎設計図についてのご説明をいただいた後、皆様からご意見をいただきました。

今回は、まず皆様のお手元にあります検討委員会開催要領について、前回、各委員よりいただきましたご意見に基づいて、農水省から改めて提案いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

その後、この内容について改めて提案いただいた本日の検討委員会で議論いただきたい論点について、農水省の考えをより具体化したものを15分程度で説明いただくという流れで、農水省からよろしくお願ひいたします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　では、資料3の検討委員会開催要領（案）ですが、委員の皆様よりいただきましたご意見を反映したものについてご説明いたします。

変更部分に下線を引いてございますが、1の趣旨のところ、「国際競争力の強化など

畜産振興に資する」新たな畜舎建築基準等のあり方について検討を行う旨を明記いたしました。

それとあわせて、2の検討内容に(3)を追加いたしまして、「国際競争力の強化など畜産振興について」という項目を入れております。それにより、今回の検討会の趣旨を前回のご意見を踏まえたものに反映させました。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。この資料3については、前回の第1回の会議でいただいたご意見をもとに、前回提示していただいたものに追加してつくられているというのですが、この開催要領(案)についてご意見のある方は、ランダムでどなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○林委員 前回、私も含めた委員からお願いした、「国際競争力の強化」と、「畜産振興」の点を追加していただき、ありがとうございます。この方向で議論していければと思っております。

○森田座長 ありがとうございます。賛成の意見が出ましたが、ほかの方で、質問やご意見はございますか。

○山氏委員 この前も私はちょっと申し上げまして、ほかの委員の方も申し上げられましたけれども、確かに国際競争力は大事なことかと思いますが、あとは、環境面で、果たして今の日本の意識というものがいっているのかどうか。これは大事なことだと思うのです。ですから、私は、「競争力」といっても、日本の置かれている環境——これだけ狭いところと、国際競争力、競争力ということでやるのもいかなものかなと。この日本の特性を生かした畜産を強調することが大事なのかなと思います。

○森田座長 お答えいただければと思います。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 前回も、環境に関するご意見、ご指摘をいただいております。これから私どもがお示しする新しい制度の考え方のところで、またそのあたりも含めてご説明をさせていただきたいと思っておりますし、議論の中で、委員のほうからもご所見をいただきたいと思いますと思っております。

開催要領につきましては、前回のご議論を踏まえた形で、今回、事務局から提示をさせていただきます。

○森田座長 ほかにはいかがですか。今のご意見は、「国際競争力」という言葉の中には、それぞれの地域の環境を考慮するということが入っているということで確認していた

だいて結構だと思います。単純にコストだけということではないわけですね。

それでは、この開催要領（案）でよろしければ、特段の意見がなければ、これで運営していきますので、よろしくお願いいたします。

では、これをもとにして、引き続き、きょうの検討委員会で議論をいただきたい論点について、農林水産省から説明いただきたいと思います。その後、前回も同じでしたが、各委員からご意見をいただきます。前は私からみて右側に回って行きましたので、今回は左回りで砂金委員から順にこの資料についてのご意見を伺って行って、一周回りましたら、後はランダムにそれぞれから出た意見について聞くという形で進めていきたいと思います。

では、説明をよろしくお願いいたします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 では、よろしくお願いいたします。

資料4、横書きのカラーの資料をこれから15分間ご説明いたします。

今回の説明資料は大きく分けると4つのパートから成っておりますが、まず、我が国の酪農の現状について、他国との比較も含めながらご説明していきたいと思います。

1 ページ目を開けてください。国内の生乳の生産量の現状ですが、左下のグラフの青い折れ線グラフの示すとおり、平成30年度は728万トンでございます。これは、その下にあります緑色の線の都府県の生乳生産量と、赤色の線の北海道の生乳生産量との合計であります。

ご覧いただけますとおり、緑色の都府県の生産量の減少を反映して、赤色で示している北海道の増加というのがあるにもかかわらず、全体としては減少傾向で推移してきているところであります。

なお、国全体の乳製品の需要量は生乳換算すると約1,200万トンありますので、この国内生産との差は輸入品が埋めていることになります。

牛乳といいますものは、日持ちがしなくて、重量単価が安いものでございますので、右図にあるとおり、都府県の需要を賄うために、北海道から都府県に向けてフェリーや貨物列車で輸送されておりますが、その輸送能力も限界に近づきつつあるところであります。

2 ページです。このページのグラフでお示ししているのは、左側が農家の飼養戸数、真ん中が飼養頭数の合計、右側が1戸当たりの経産牛飼養頭数——つまり、1戸当たり実際に搾乳している頭数というのが右のグラフであります。

左のグラフに戻りまして、飼養戸数が落ち込んでおり、10年間で約7,000戸、4割強が減少しているというのが都府県の状況で、1万6,300から9,100までに落ちていると。この

都府県の落ち込みが大きいことがおわかりいただけるかと思えます。

その一方で、真ん中の飼養頭数をごらんいただきますと、青い線の全体としては下げ止まりと評価できると思いますが、黄色い線の都府県については10年間で2割強減少しているところです。

右のグラフの1戸当たりの経産牛飼養頭数ですが、これは増加傾向にあつて、規模の拡大を示していると評価できます。都府県においても、飼養戸数が4割強減少しているのに対し、飼養頭数が2割強しか減少していないということですから、これは1戸当たりで見ますと、戸数減少を上回るペースで規模拡大がなされていると考えられます。

そこで、酪農の経営者が規模拡大を検討する際に、畜舎を新設あるいは増改築する必要があるときのコストを低減させて、省力化機械の導入などをしやすい環境を整えることが大事ではないかと考えております。

3ページです。ここで示しておりますのは、北海道と都府県の経営体の規模であります。

北海道、都府県のそれぞれにおきまして、平均規模を下回る農家の個数が、赤い矢印から左側が約7割を占めておりまして、中小規模の経営体というのが中心となっている構造であります。

後ほど触れますけれども、国としては、経営体が飼養している頭数を増やす、増頭するというのを支援しています。家族経営で飼養できる頭数が80頭程度ですとか、搾乳ロボットを導入して設備投資が回収できる規模が大体60頭といわれておりまして、その境界付近に位置している経営体が増頭を行った際に、スムーズに省力化機械の導入などができるようにするということが、生産力向上の一助になると考えます。

また、既に大規模化している経営体についても、その経営を発展させていく際に、畜舎の増設とか機械の導入が必要になりますので、そういった設備投資をスムーズに行えるようにする必要があると思えます。

4ページです。表が出ておりますが、これは各国の酪農経営の概況を比較したものであります。

注目していただきたいのは、左から2番目のフランスやその隣のドイツといったEUの酪農国の経営規模と、一番右側の北海道の農家では、1戸当たりの経産牛飼養頭数に大差はないという点であります。規模においては、ヨーロッパ先進国並みということです。

では、抱えている課題は何かと申しますと、下から2番目と一番下にコストというのがあります。コストについては、一番大きいものはエサであります。第2に労働力が占めて

おります。このうちエサについては、我が国がエサを外国からの輸入に依存しているという状況があって、ここを直接対処するのはなかなか難しいところがございます。

一方で、労働費の部分については、表にあるとおり、生乳1kg当たりのコストでみますと、今比べたヨーロッパの国に比べて倍近いのが現状でございますので、ここを労働時間を減らすことによって、機械化などもあると思いますけれども、人件費を削減していくことができるのではないかという考えでございます。

5ページです。このページは、前回の第1回のご説明の補足であります。大きな写真は、次項以降にみていただきたいと思いますが、我が国における乳牛の飼い方とその割合を示しております。

前回ご説明した牛舎は、フリーストールの牛舎でした。すなわち、乳牛が自由に歩き回る牛舎であります。このフリーストールで飼われているような飼い方をしているのが全体の2割、そして、8割を占めているのは、その左側にありますつなぎ飼いという飼い方があります。それぞれに労力とか個体の管理という面で違いがありまして、経営規模などに応じて選択されていると理解しております。機械を導入して、それぞれ労力を減らす余地があるということについては、次の6ページでお示ししたいと思います。

6ページです。つなぎ牛舎ですが、これは左上の写真にありますように、牛を通路を挟んで背中合わせで並べてつながれているスタイルなどが該当するものです。これを右側の写真の固まりにありますように、レールをつけた搾乳ユニット、搾乳する機械を取りつけてまして搾った生乳が、模式図にあるように、パイプラインを通過してクーラーに貯まっています。そういう仕組みが一つの省力化手段として考えられるものです。

7ページです。フリーストール牛舎における機械化の例を示しています。

右上の写真、赤いものが搾乳ロボットです。この搾乳ロボットのところに牛が歩いてきてまして、1日に2～3回程度、自動で搾乳が行われます。

エサについても、下の写真ですが、レールに取り付けました自動給餌器というものがございまして、これで大幅な労力の削減を見込むことができます。

8ページです。国といたしましては、今ご紹介したような省力化機械の導入を予算事業で支援しております。この機械を導入するに際しまして、性能を発揮するために、あるいは機械を取りつける前提として、畜舎の改修や増築などが必要になってくるという場合があります。この改築でしたり増築に多額の費用がかかったり、あるいはすごく時間がかかるということになりますと、機械導入の妨げにもなりかねないと。そのためにも、畜舎の

建築基準の見直しを行いたいと考えております。

次の9ページの写真は、第1回の検討会でも見ていただいたものであります。

搾乳や給餌以外にも、労働時間を軽減するための機械は普及してきております。人口の減少や働く方の高齢化といった問題は酪農だけの問題ではありませんけれども、これが機械化を進めざるを得ない一つの背景でございます。

ここまでが第1パートです。次のパートでは、酪農・畜産政策の体系からまたご説明いたします。

10ページです。農業及び畜産業についての政策体系であります。

我が国の酪農・畜産政策というものは、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画、このほか、各畜種ごとの振興法に基づく基本方針に基づいて実施されています。食料・農業・農村基本計画は、審議会の議論を経ておおむね5年ごとに見直すのですが、その中で、畜産につきましては、緑色のところですが、「国産農産物の競争力の強化に向けて、生産現場の技術革新の実現などを相互に推進する」、あるいは、畜産について、「搾乳ロボット等の省力化機械の導入・活用を推進する」と明記されています。

11ページです。また、酪農及び肉用牛生産の施策においては、「酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針」——通称「酪肉近」において、数値目標を立てながら施策を推進しています。現在、新たな酪肉近に関する議論が審議会の畜産部会で行われておりますが、今ご覧いただいています表は、直近の5年前に策定した現行の目標です。その目標といますのは、例えば、生乳の生産数量目標について、平成37年度（令和7年度）に全国で750万トンといった数字の目標を立てています。

12ページです。基本方針（案）というのは、本年1月に食料・農業・農村政策審議会の畜産部会に提出された資料ですが、次期の酪肉近においても、赤字のところですが、「新技術の実装等による生産性向上等」を後押しするということが明記されているところでもあります。

13ページです。この表は、基本計画などを実施するための畜産振興のための主な予算を記載したものであります。特にこの中で、黄色くしてある部分については、新技術の導入支援に関係が深い事業です。また、その新技術の導入以外にも、輸出の促進、経営継承対策、災害対策、経営安定対策など、各種の施策を用意して畜産振興に努めているところでございます。

14ページです。こうした畜産振興を目的とした各種施策がある中で、今回の畜舎建築

基準の緩和をどのように位置づけるのかについて整理をしています。

今のパートでご説明いたしましたように、左下の箱に書いてありますように、基本計画に基づいて各施策が体系的に講じられていて、それぞれに対応する予算が準備されています。

今回行おうとしていることは、これに加えて、畜舎建築基準の見直しを通じて、意欲ある畜産経営者の増頭ですとか、新技術の実装を側面的に支援することで、畜産の経営コスト全体の低減を目指し、結果として畜産業振興につながるようにしたいと考えております。

畜舎の建築基準を見直すことで、建築コストを下げ、工期を短くすることを通じて、新技術の導入による省力化などがやりやすくなって、経営全体のコスト削減につなげることができれば、ここに政策上の意味があると考えます。そして、畜舎建築基準の見直しを畜産業の振興のためのツールとして位置づけたいと考えています。

次のセクションからは、新制度のあり方についてご説明します。

15ページです。このページは、今の建築基準法というものが、原則として全ての建築物を対象とする仕組みとして存在している、その中で、畜舎について別の制度で規律する考え方を示したものであります。

まず、畜産業と他産業の違いとしては、畜産業が家畜を利用して、その病気を防ぎ糞尿処理するために建物が必要です。そして、他法令で人の出入りを規制するようなことが決まっている。糞尿の管理なども規制されている。そういう点がまずほかの産業と大きく違う点です。

これに加えまして、昨今の政策課題としては、これまでご説明したとおり、機械化の進展による労働費の削減とか、そのための手段として、畜舎の新築とか増改築をするときにコストや工期などを低減させて、機械化などでコスト削減などを一層進めていく必要があると考えています。

こうした業種としての建物の使われ方の特殊性と、その建物を今後どのようにしていかなければならないかという、政策上の要請の2つが合わさりまして、下の対応のところにありますように、畜産振興の観点から、意欲ある畜産の事業者が畜舎内での作業時間を低減させるような利用計画を作成して、それを守るということを条件に、建築基準法の外で、新しい制度で畜舎を建築することも可能となるように措置したいと考えています。

16ページです。では、どのような畜舎を対象に、どのような基準とすべきかということです。

前回の検討会では、現場のニーズを踏まえた緩和基準とすべきといったご意見がありました。現場のニーズについて、私どもが調べたものの中から、5つの具体的なものをご紹介します。

本日お配りしている参考資料1と参考資料2がこの元となったものであります。それをまとめて、こちらの横書きの資料に入れました。5つ、順番に簡単にご説明します。

1つ目は、建物の変形角です。高さに対する横方向のずれの規制をなくせるのではないかとといったご提案です。

2つ目は、ロータリーパーラーという大がかりな搾乳のための装置、ステージのような装置が写真に載っていますが、こういったものを入れるための建物は、構造適合性判定という、設計上のダブルチェックが必要になることがあると。そのパーラーにつながっている畜舎についても、一体の建物として適合性判定が必要となっていて、その部分にコストがかかっているというご指摘です。

3つ目は、建築基準法第22条区域という、屋根を不燃材料としなければならない地域について、現状においては市町村が広く指定している例があって、木の下地にポリカボネートの板を張れないと。そこでコストがかかったり、あるいは、堆肥舎としての機能が果たしにくくなっているといったご意見であります。

4つ目と5つ目のご意見は参考資料2に関係するものですが、大きなドーム、テントのような畜舎について、工作物か建築物かという取り扱いが県によって判断が分かれていて困っているということです。最後は、例えばドームのような、外国で実績のある資材を日本で使おうとしたときに、J I S規格をとっていないと、別途の検査などに時間やお金がかかるというものであります。

当省の考え方といたしましては、右側の緑の枠にありますように、例えば、平屋の畜舎について、新たな制度の対象となる高さ、開口部の大きさ、延べ床面積の設定などをしてはどうかと。また、手続は簡素化したい。さらに、構造について最低限求められるものを検討できるのではないかと考えます。

畜舎の高さと申しまして、畜種ごとに必要となる水準が違うと思いますし、高さ以外にも、畜種特有のご事情があると思います。ですので、本日は畜産関係の委員の皆様から、この点について何かターゲットがみえるようなご意見をいただければと思っておりますし、建築関係の委員の皆様からは、そういった畜種ごとの目指すところを受けて、どのような要素に注目して基準を検討していくことができるのか、ご見解をいただきたいと思うわけ

でございます。

次の17ページです。現行の建築基準法のもとで畜舎の基準は一定程度緩和されていますが、告示で、市街化区域外で居室がなくて、高さが13m以下などの畜舎について、構造や防火の基準は緩和されています。

そこで、右側の当省の考え方ですが、新制度においても、市街化区域のほか、用途地域などを対象外として、これまで同様、居室は設けないと。あるいは、地域によって特別な指定が必要な凍結深度などについて、地域別に基準を設けることにしていきたいと思えます。

18ページです。次の2つのページですが、行政機関があらかじめ新制度を適用する地域を決めるかどうかという論点がございます。

この点について、当省が実施した都道府県に対するアンケート結果をまとめたものですが、畜産団地という複数の農家が集まって畜舎や関連施設をまとめて建設するエリア、この畜産団地について、過去20年間で建設計画があったというのは11件でありました。そのうち、実現したのは約半数であります。

また、35の都府県においては、計画自体がありませんでした。実現しなかったり計画ができなかった理由は、地域住民の理解が得られなかったことなどとなっております。

また、今後の新たな計画については、「ない」という回答が41件あったのですが、この問題も、周辺住民の理解ですとか糞尿処理等が理由であるということでございます。

これをみますと、あらかじめ畜産団地というようなエリアを決めて何かやるよりは、適切に家畜の糞尿の処理などを行うなど、飼養管理がちゃんとできる農家に限って制度の適用を認める形が望ましいのではないかと思います。

19ページです。畜産団地の平均規模をみましても、その規模はもう5戸以下となっております。これをみましても、エリアという単位で振興を図るよりは、畜舎を建てる意欲のある農家を個別に支援していくとしたほうが、制度の対象となる農家をより広く救えるのではないかなと考えます。

20ページです。制度の運用についてでございます。

これまでご説明してまいりましたが、建築基準法が全ての建物を対象としていることを踏まえれば、建築物のみに着目して新制度を措置することは難しいのではないかと。そのため、新制度においては、人に着目して、事業者である畜産農家が家畜の飼養管理、その規模、建築しようとする畜舎の概要などを記載した利用計画をつくって、その計画が適当で

ある場合に限って新制度での建築もできることとする制度にすることを考えています。

今、利用計画などと申しましたが、こういった制約を望まない方については、これまでどおり建築基準法に基づいて畜舎を建築することも可能と考えています。

新制度で建った畜舎については、計画どおりに利用されているかなどについて行政が定期に確認することとします。

本日、ご議論をいただきますけれども、そのご意見を踏まえて、新制度のあり方について、次回の検討会において、私どもから具体化したものをお示しできればと思います。

最後のセクションは、海外の事例調査について、ご参考までに簡潔にご紹介したいと思います。

21ページをお開けください。制度比較といった場合に、連邦制をとっている国では、我が国との行政のあり方が大きく異なることもあって、比較が難しいのですが、畜舎についていえば、一番下の列にあるように、建築基準の緩和や免除などがみられる点が各国とも共通していました。

22、23ページがアメリカの例です。IBC（International Building Code）の規格によれば、畜舎はまず飛行機の格納庫などと同じグループに入っていると。危険性の区分では、人命にかかわる危険性が低い建築物という中に、畜舎や農業用の施設という扱いがあるということでもあります。このため、許容される面積が広がっているのではないかと理解しています。

22ページをみていただきますと、カリフォルニア州建築法の例をつけたのですが、Yolo郡というところで、建築許可免除の建物として、家畜動物を格納するために設計・建築された構造物というカテゴリーを立てている。

また、Sonoma郡の許可免除の条件をみると、敷地境界線から建物までの距離ですとか、適用対象外となる建物からの距離ですとか、木造構造、組み立て式といった工法のこと、建物の階数は二階までといったような、言葉としてはヒントになるものがあると思います。

モデル建築基準において、アメリカでは、畜舎について、基本設計風速や耐震設計といった構造条件で、低い基準レベルが設定されているということもあるようでございます。

このほかに挙げていきますと、24ページのカナダの緩和制度で、一番下の構造荷重に関して、定量的な要求性能は規定に含まれていないとか、26ページのイギリスにおいて、建築許可免除に関して、一定面積以下の農業用施設は条件によっては一切の規制が不要となる可能性があるとか、緩和の考え方として、ある区分の建築物について全ての荷重に区分

係数0.9を掛けて計算する、などということが特徴となる例として見受けられました。

以上、私からの説明を終わります。

○森田座長 ありがとうございます。4つのポイントについてご説明いただきましたが、最後のポイントについては、この数字というよりも、こういったように各国で農業用の施設について別枠があるとみていただければいいということですね。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 はい。

○森田座長 それで、きょう、求められたポイントの中で、今提示されているのが、特にどの部分の基準について畜種ごとに考えたらいいかということ、一つは畜産関係で提示願いたいということも話に出ています。

また、さらに今回は具体的になっておりまして、新たな基準をつくる中で、現在の建築基準法の規律の外で行うのだということで、15ページにその対応が書かれていますが、この点についてのご見解等も出していただければいいのではないかなと思います。

もちろん、そうしたことに限らず、農水から示された意見について、それぞれの委員の方のご意見をこれから伺ってまいりたいと思いますので、順にご意見のほどよろしく願いたいと思います。

繰り返しになりますが、順番にお話しいただいた後、もう一度、各委員からの話が出たことについても、ご自分の考えを変化させながらまた質問したり、あるいは、事務局に、この辺の部分はどうなっているのかといった問いかけも可能ですので、ぜひ今のお考えを砂金委員から順番に出していただければと思います。

では、指名して申しわけありませんが、砂金委員から、願いたいと思います。

○砂金委員 こういう機会を与えていただいて、ありがとうございます。私は酪農担当でございまして、会員が北海道から沖縄までの管轄の組織をもってございます。

このデータは、ご存じのように、都府県の酪農家が物すごく減少してございます。まだまだ我々のような年配者もおりますから、減少するのかなと思います。

そこにも、後継者たちがこれから酪農を継続するには、コストが大きな問題ではないかなと思います。まず、政府から、畜産事業に対していろいろな事業をつくってもらっても、半分は自己資金でございまして、その辺の問題もありますし、酪農はエサも濃厚飼料はほとんど海外からもってきてやっておりますから、経費のかかる仕事でございまして。

それでも、私の組織にも1,000頭をやっている方もいますし、通常、40～60頭ぐらいの農家が多いのかなと思ってございます。それも時代の変化の中で、これからは、新しい畜

舎をつくって、ロボット搾乳などを目指している方もたくさんおります。畜舎も最近資材が4倍も5倍もかかって、大変厳しいところもございます。こういうところを緩和してもらえれば、まだまだ後継者も出てくるのかなという思いもしております。

きのう、私は仕事を休んで地元の農家の若い人たちと懇談してまいりましたが、「おまえら、どうだ。今から酪農をやっているのか」から始まって、いろいろな意見の交換もしたのですが、「おやじがつくった畜舎ももう古くなったから、我々が現代風にやって、女房もPTAに参加できるように、ロボット搾乳なども入れてやっていきたい」と、そういう意見も多々あったわけでございます。畜舎の改築というあたりも、大きく緩和してもらえれば大助かりでございます。よろしくお願いします。

○森田座長　ありがとうございます。今のお話は、省力化を通じた後継者の確保というお話だと思いますが、次の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

○河野委員　東京理科大学の河野でございます。

私は、建築基準の側で、特に防火の部分を主に普通はやっているのですが、前回も大分お話をさせていただきましたが、基本的には、畜舎というかなり目的がはっきりしたものに対して、建築基準法とは別の枠組みでというのは、総論としては賛成でございます。

一方で、審査をどこかでやらなければいけないと思うので、それをやりやすくするためには、規模もそうですけれども、構造形式などをシンプルにして、こういう規模のものだったら、ある形のところで比較的迅速に審査ができますよという枠組みをはっきりさせるということですね。

一方で、それを超える、前回説明していただいたような大きな畜舎もつくるというのは当然あると思うし、新しい外国の資材を使ってという話があると思っておりますので、そういうものに対応しようと思ったら、現在の建築基準法でも新しいものに対応するときには、性能評価機関というところの審議を経て、大臣認定という枠組みのもとでやっています。

それと同じように、農林水産大臣が何かを指定するという形式がとれるのであれば、ある範囲を超えても、もちろん建築基準法のほうに行ってもいいし、農林水産大臣が認定するという枠組みのようなものを設けるという形もあるのではないかと思います。とにかく、迅速にスピーディな審査をすることによって、総合的にはコストが下がっていくという方向を、特殊な用途であれば、目指せるのではないかなと思っております。

○森田座長　建設的なご意見で、ありがとうございます。

話の中に出てきた前回のというのは、形式適合認定、スマート畜舎というところに書か

れていることですか。

○河野委員　そういうことも含めて、ある形をしっかりとつくれば、審査がしやすいのではないかということです。

○森田座長　事務局、この辺は何かお考えというか。これは前は提示されていて、今回は提示していないのですが。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　まさにこれからでありますけれども、今のご意見のように、一定の構造ですとか形式といったものについて迅速化していくということを含めて、考えていきたいと思います。

○森田座長　ありがとうございました。

では、続いて、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員　山形の齋藤でございます。

私は小さな養豚を経営しております、会社はいろいろやっているものですから、その一つの仕事として、種豚が130頭なので、今は国の平均よりも小さいんじゃないかと。そして、建物もほぼ毎年建てているのですが、昭和51年に建てた豚舎も、今の建築基準法が耐震強度を確か56年から上げたと思いますが、それ以前のものも立派に建てております。

それで、しょっちゅう建物を建てているものですから、今は数年間で2倍ぐらいの勢いで建築単価が、それも牛舎と違いまして、養豚のほうは下のほうから、スクレイパー、除糞装置、すのこ、自動給餌のシステム、それから、換気のための陽圧排気という、天井裏に風をぶっ込んで、天井から風が落ちるように設計して、ウインドウレスではなくてカーテンなのですけれども、そういうことで全体の換気をコントロールしながらやっているつもりですが、そこまでやると、最後に建てたのが498㎡と、なぜかそういうのが大好きで、それで4,500万かかっています。4年前は3,000万で建てておりますから、この数年間で1.5倍になっているのが現実です。

今、何でこんなに高くなったのかということで工務店と話をしたのですが、材料費はそんなには上がっていないと。問題は、施工する職人さんがいないので、「地元の工務店同士でやりとりしながら、やっとなさやっているのが現実です」と。強度の問題で、いわゆる豚小屋を建てるのに、下のほうを何でそんなにコンクリートを厚くするんですかみたいな状況が現状です。

51年に建てたのは、ブロックの上に土台を乗せて、普通の柱を立てて、塚を立ててと、そんな構造だったのですが、今は木造ギャングネイルでやって、14m飛ばしの真ん中に柱

を立ててと、そういうことで建てましたけれども、もうそろそろ経営的に、新築しても一つというのが限界にきているほどのコストアップになっております。

先ほどおっしゃったように、一番のコストは飼料です。2番目が労賃ということで、豚の仕事は徹底洗浄なので、洗浄ロボットというのが海外で今出てきていますけれども、柱がいっぱいある中で、その洗浄ロボットを設置するということが自体が大変きつくなっています。

ただ、エサのパイプラインが走っていますので、その間をどうやっとうまく逃げさせながらそのロボットを活用するかで、規模拡大というのはこれから変わってくると思いますが、私が建てている中では、何でこんなにでかい柱が要るのかなと。

また、豪雪地帯ですので、雪が落ちるように、そして、畜産の緩和措置にもなっているのは十分存じていますけれども、まだまだ余地はあるんじゃないかなということで、逃げ道は、これからだったらもうハウスしかないかなということで、6年前からハウスの強度試験とか、フィルムがペット素材のものだとガラスがとまっても破れないような強度の資材も出てきていますので、そういう資材のテストを今始めて、最終的には在来工法で、建築基準法でやるとペイしないほどの状況に来ているものですから、ハウスで完全に建築基準法から逃げて、ハウスのガイドラインでハウス養豚のような格好で、完全に下にオートメーションを入れるようなことでもしない限り、養豚自体を続けるのはもう困難じゃないかなというところまで来ていますので、ぜひ今回の議論でダイナミックな改革をしていただいて、経営継続できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○森田座長　　ありがとうございました。養豚についての具体的な要望等についてお聞きしました。

では、坂本さん、お願いします。

○坂本委員　　前回欠席しまして、今回初めて出席するのですが、私は養鶏業を営んでおります。

逆にちょっとお聞きしたいのですが、20ページの件ですけれども、これは新しい制度でやってもいいし、そうでなければ従来の、ということでしょうか。新しい制度の場合、現在ですと、建築基準法があって、畜舎基準という緩和された方法があるのですが、例えば、その新しい基準の建物は事業者がどんなものをつくってもいいというわけにはいかないと思うのですが、その辺の基準などはどのようになっていくのかなと。

○森田座長　　今、基準は新しいものが決まっているわけではないのですが、恐らくそれに向けた考え方があると思いますので、非常に大事なところなので、今、質問の途中ですが、事務局のほうから説明していただきたいと思います。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　ありがとうございます。大事なお質問だと思います。まさにこの検討会の趣旨そのもので、新たな建築基準をつくっていく、そのベースとなりますのがこの検討委員会のご議論でございます。

具体的な基準そのものは、それに基づきまして、またその先に考えて詰めていくということになろうと思いますが、まさにここが決める場でございます。

○森田座長　　今の質問は、まず、何らかの基準はあるということですね。勝手に全部やっていいわけではないと。

○坂本委員　　その新しい方法については別として、例えば、今の畜舎基準では、間口が15mで、軒高が9m、棟高が13m以内という基準があるのですが、それになぞらえていうと、現状の養鶏の建物というのは非常に大型化してきておりまして、例えば、これでいきますと、15mが20mに、9mが12m、軒高が18mというように例えば緩和されたらありがたいと思います。

それから、消防法というのが、人が入る施設も畜舎も同じようなものがあったり、そして、消防法の場合は各県でも違うし、逆に、同じ県内でも市町村によって随分とらえ方が違うので、このあたりもできるだけ統一した見解を国のほうから出していただければありがたいという、これは現実の問題です。

それから、積雪の場合、今の基準でいくと、過去50年間の最大積雪量を使用するとなっているようですが、永久的に温暖化になるかどうかはわかりませんが、50年、40年、30年前に比べて雪の量も随分減っているので、例えば、その辺の積雪に対する考え方は、これは建築基準法に該当するのですが、そういうところも新しい畜舎に関してはそこまで考えなくてもいい、緩和したものを適用していただければ、ありがたいなと思っています。

それから、建物と建物の間隔3mとか、敷地から3m離してとかという基準があるのですが、その辺も、畜舎の場合は新たに見直していただければ、ありがたいなと思っています。

以上です。

○森田座長　　具体例も挙げていただいて、ありがとうございます。

続きまして、清家委員、お願いします。

○清家委員　　前回、欠席しましたが、私は建築屋で、どちらかというと壁とか天井などの基準をつくるのにかかわっています。

畜舎というのは私は全く縁がないのですが、畜産と建築で一番つながっていると思うのは、牧草を巻く巨大なビニール袋がありますよね、あのビニール袋の大半は建築の床材にリサイクルされているという資源の流れがあって、行くたびに、あれが床になるのだと私は北海道で思っていますが、逆に、それぐらいしか知らないです。

今回のお話をお伺いして、幾つかいいたいことがあります。

前回のメモにも少し書かせていただきましたが、例えば、積雪荷重を下げたからコストが安くなるとかには、必ずしもつながらない可能性もあるので、安くしたいのが目標であれば、本当に安くなることをちゃんとしなければいけないんじゃないかという点です。

例えば、職人さんの値段でいうと、職人さんは決定的になくて、高齢化が進んでいることもあって、ここ5～6年は本当にいないという状況になっています。多分、500万～600万人ぐらいいた建設産業の人が、何百万人か減っているというようなオーダーだと思います。それから、労働基準局の管理も厳しくなって、建設労働の残業を取り締まっているという状況なので、ますます建設労働者に関するコストが上がってくると思います。そうすると、どんな労働者であっても、1日行ったら1日分のお金がかかりますから、そこは2時間しか働かなくても6時間働いても、1日分は1日分とられるとか、あるいは、コンクリートをちょっとだけ打てばいいのにとっても、ミキサー車1台呼んでしまうと、ミキサー車1台分のお金をとられてしまうので、そのちょっとした差では安くならないわけです。ミキサー車2台が1台になるとか、職人3人が1人になるとか、目にみえるそういうきちんとしたある段階を超えないと建設コストはなかなか下がらない。

ですから、目先の数字を何%減らすということよりも、有効な削減策とか、有効な効果のあるものは何だったかということ、きちんと議論すべきかなと思います。私は前回の資料もみせていただきましたけれども、そこがぴんとこないというか、どこがポイントなのだろうなというところがちょっと気になっております。

一方で、建築物は、人の安全を守るとか、都市部の安全性を確保するためにいろいろ決められているところがあるので、例えば、人がある条件でしか入らないとか、自然災害でいうと、地震は予測不可能ですけれども、台風は予測可能なので、台風が近づいたらこういうことをするとか、そういう準備をするとか、そういうルールに従えるのであれば、一般の建物に比べて違う安全性の確保の方法はあると思うのです。

そこが建築基準法で求めている安全性とは違う、こういうところは最低限確保するけれども、これ以上は要らないというのが明確になると、どこを緩和したらいいかというのはすごく議論しやすいと思います。逆に、それがないと、結局、つくるのは、建築の関係者が設計にかかわることが多いと思いますので、壊れたときの責任がとり切れないというのは絶対あると思うのです。ですから、ここを明確にしたいということです。

それから、建築基準法をベースに議論していただくと、全国津々浦々に建築士がいて、それは設計する側もそうですけれども、行政のほうにも、このルールが適用されたときに、各地方自治体で審査をする人というのは農政側にいないんですね。恐らく建築基準法がわかっている人を引っ張ってきて審査するという部分があるのではないかと思うと、新法は建築基準法に対してこうですよという、違いがはっきりわかるような形にすると、全国の建築にかかわる技術者が生かせるという制度にもなると思いますので、そこはぜひ考えていただきたいし、そのほうが考えやすいのではないかと私は思っています。

ただ、建築でも、先ほどおっしゃられた消防法が地方ごとに違って、我々も困っています。各地の消防署の判断でちょっとずつ違うので、そこは今ここで何とかしてくださいといったら、国交省のほうからも何とかしてくださいと出るような話かもしれません。しかしここではっきりコンセプトが打ち出されていれば、消防の判断とかそういったものは解けていくのではないかなと思っています。

ただ、一度建ててしまうと、10年、20年、あるいは改修をしながらもっと長く使うとなると、今はたまたま雪が少ないというところが本当に大丈夫かとか、あるいは、温暖化のせいで台風がだんだん強くなってきているので、今のままで大丈夫か、という議論があると思います。いずれにせよ、建築基準法とはことなる基準であっても、何が違うかをはっきりさせるような議論をして、しかも、コス

トに効果のある基準の緩和、規制の緩和がうまくできればなと思っています。

そういう意味では、私は、手続論とか、先ほどの構造の審査の話ですとか、あるいは、既存不適格で増築するときに全体を再改修しなければいけないとかというところは、畜舎にまで適用しなくてもよさそうだなとか、そういうところのほうがより効果的な気はしています。そのあたりは基準の中身の詳しい議論のときにまたすればいいかなと思っています。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。議論の出発点もコストなので、本当にそれがコストに結びつかなければ何か空論のような気がします。

それから、私は想像するに、建築基準法の規律の外で行うといっても、全部をさらから新しくつくるということではなくて、建築基準法の何か基準のところでは適用しないとか、そういう感じもしますが、全ての返答も含めて後に回しまして、建設的なご意見をありがとうございました。

では、次に、高橋委員、お願いします。

○高橋委員　遠軽の高橋です。

設計をやらせてもらっていますが、前回も言いましたけれども、建築基準法をどの程度まで適用するかしないかという問題が出てくると思うのです。前は、木造500、鉄骨200という縛りがあるので、これはまず最初から外しないとコストは下がらないと思うのです。

さらに思うのは、規模もどの程度までいくかという話で、1,000㎡という外国の例が出ていますが、建築の場合は、5,000㎡以上は構造一級の印鑑がないとだめだというのがるので、5,000㎡というのは大規模になってしまうのですが、5,000㎡を一つの基準として考えたらいいのではないかと思うことがあるのと、この中にも、都市計画の区域という、そこが問題だと思うのですが、それは都市計画区域外というか、そういうところでそういうものをつくるということで進めたほうがいいと思うのです。

私たち設計をやっている者はそういうものをもっているんで、その人にある程度権限のようなものを委譲して、その判子をつけて、これはこのくらいまでなら大丈夫だというようなシステムをつくれれば、前もいったのですが、一律に全部でかかると、例えば、外側は各地域によって凍結深度が違うので、基礎の深さが深いところは1 m50cmというのもあるし、本州でいくと30cmというのもあるから、それによってあれが違うのだけれども、中も全部それを適用しろという話が北海道の場合はあって、中も1 mくらい基礎をつくら

なければいけないというのは、牛舎の中だからそれほど凍結することはないので、そういうところもひっくるめて判断してもらったほうが良いような気がします。それによって基礎が変わる。

適判という、柱のあれが飛んでいってしまうと、ダブルチェックみたいなものが入ってしまうので、それは外すとか、そういうふうにいければもっと安くなるような気がします。設計のコストが安くなるということは、施工のコストも安くなると私は思っています。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。今の高橋委員のお話の中に、500とか200という話が出てきて、前回の委員会でも結構話が出てきたところですが、このあたりについては、今回の資料としてはどの辺でしょうか。今回は直接の数字は出ていないですね。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　はい、数字は出ておりませんが、16ページの右側の「当省の考え方」のところの手續の簡素化というところが、今の500、200といったところと呼応するところがございます。

○森田座長　そうすると、この「当省の考え方」のところに今の話のようなことも含まれてくるということですね。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　はい、そうです。

○森田座長　では、田畑委員、お願いします。

○田畑委員　鹿児島から来ました株式会社タバタの田畑と申します。

私は、黒毛和牛向けの簡易牛舎をつくっている業者ですが、非常にわかりやすい資料で、ありがとうございます。

1点、この平屋の畜舎について、今の16ページで、これは黒毛和牛においてですが、高さのところは基本4mあれば大丈夫です。これは弊社が150棟つくったときに、多分、4m以上は1件もなかったというところから、ここを発言させていただきます。

そして、全体高さでいきますと、9m以上は今のところないです。そして、間口というところがどこの部分に当たるのかがわからないのですけれども。

○森田座長　その考え方について、どなたでもいいですが。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　妻側の……。

○田畑委員　妻全体の幅ということですか。柱の間隔ではなくて、全体的な……。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　2つあると思います。妻側の全体の広さと、妻側における柱の間隔と。

○田畑委員　　そうしますと、黒毛和牛でいいますと、最大で今まで7 m、1 スパンが7 mです。それ掛ける、牛房の数などで決まってくるので、そこは何ともいえないのですが。

それから、延べ床面積の基準の設定というところですが、私は、鉄骨または木造両方とも1,000㎡を希望いたします。先ほどからお話があるとおり、やはり職人不足というのがありますので、農家さんがそれぞれこれを緩和されて1,000㎡までとなったときに、職人不足が今よりもってひどくなってくると思いますので、鉄骨のところにおいても動けるような体制をしておかなければいけないのかなと考えているところです。それに関しては、いろいろな建築基準の部分がかかわってくると思いますので、何ともはっきりはいえませんが、1,000㎡ずつを希望いたします。

私は、今、九州でこういう建築のいろいろな検討委員会をしているという話をすると、「早く1,000㎡にしてくれ。強くそれをいってほしい」というのを農家さんからの声としていただいておりますので、私の希望をお話しさせていただきました。

以上、お願いいたします。

○森田座長　　具体的にご提案いただき、ありがとうございます。

では、中野委員、お願いします。

○中野委員　　先ほどの事務局からのお話で、4 ページに国際比較がありますが、私の聞き落としかもしれないので確認したかったのですが、建築費のうちの占める割合が日本の場合と北海道の場合とで分かれていて、これが高い理由だといわれたのですが、その1 番がエサといわれました。2 番に労働費だと。それで、建築費とはいわれなかったのですが、先ほどからのお話で、建築費が一番お金がかかる理由じゃないかと思っているんです。

今回検討する畜舎の緩和に、大規模、中規模にかかわらず、畜舎基準がまだなっていないということで、特に先ほどの齋藤委員、坂本委員のお話の中にもありましたが、畜舎基準のほかに高くなる理由としましては、ほかの省庁では、具体的にいいますと消防の基準が緩和になっていない部分があります。これが緩和になりますと、結構楽になるのではないかと思います。

以上です。

○森田座長　　今の4 ページのところをもう一度説明していただくのと、消防法との関係をどう考えるかということもできればコメントいただければと思います。ご質問に対する

答えとして。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　　まず、4ページのコストの部分で、委員ご指摘のとおり、建築費というのが、農家さんからみたときに、1回当たりすごくコストがかかるのは理解しております。ただ、これは牛乳の1kg当たりにならしたときのコストとみておりまして、ならしていきますと、実は毎日飼っているときのエサ代が一番かかってくる。建築費というのは、ならしてみますと、日本で私どもが理解している数字では、労働費よりは少ない。

あと、他国との関係につきましては、残念ながら、他国は土地の代金や建築費などについては、私たちが調べた限りでは日本と同じような統計はわからなくて、他国比較はできなかったところであります。ただ、一定程度かかるのですが、牛乳1kg当たりでならずと、労働コストのほうがまだ勝っているのが現状でございました。

○森田座長　　中野委員、よろしいですか。

○中野委員　　はい。

○森田座長　　では、林委員、どうぞ。

○林委員　　ありがとうございます。今の資料4の4ページの表の「生乳の生産コスト」の「うち労働費」というのは、あくまでも畜産家の方の事業における労働費と理解しておりますが、労働費はエサの次に生産コストの大きな部分を占めており、海外と比べて、労働費が2倍で、我が国の国際競争力の観点ではコスト高の要因となっているというご指摘だと思います。

この問題については、同じ資料の10ページの右側の枠の「食料・農業・農村基本計画」で、赤ラインが引いてあるとおり、「国産農産物の競争力強化に向けて」、「農業の生産・流通現場の技術革新等の実現などを総合的に推進する」と定められています。特に畜産については、下の(6)で、「搾乳ロボット等の省力化機械の導入」とか、下から2行目のところに、「ICTの導入、活用等による飼養管理の高度化」ということが計画でうたわれております。

また、資料4の12ページの次期の「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」においても、(2)「中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成と経営資源の継承」という中で、「新技術の実装等による生産性向上等」ということがうたわれています。このような基本計画や基本方針を前提として、13ページで、その実現に向けた予算等の支援措置をご説明いただいた上で、14ページで、今回の畜舎建築基準の見直しというものの位

置づけについて、「畜産業の振興という目的を実現する1つのツール」と説明し、一番下の四角囲みにあるように、「畜舎建築基準の見直しを通じた増頭・新技術等の実装等の促進」をすることで、経営コストを低減して、ひいては畜産業振興を実現するという道筋をご説明いただきました。つまり、目的は、畜産業振興の実現であり、そのために経営コストを低減する。それには増頭や新技術等の実装を促進する必要がある。しかし、増頭や新技術等を導入する際、補助金をつけても、2分の1は自己負担なので、建物の畜舎の建築に回すお金を機械等の導入に充てられるようにしようということで、15ページで、こういった政策課題に対する対応として、「機械化等により畜舎内での作業時間を低減させる利用計画を作成し、それを遵守することを条件に、建築基準法の規律の外で、新たな制度による畜舎等の建築も可能となるよう措置」という対応方針、考え方はどうか、というご提案をいただいたものと理解しております。

以上、労働費が海外と比べて2倍という課題から始まって、省力化など、機械化で作業時間を低減させる利用計画が重要であり、建築基準法の規律の外で扱うに際しては、こういった利用計画をつくるのが条件になるという枠組みについて、私も合理的と考えております。

その上で、20ページの運用に当たっての留意点についての意見でございますが、今、ご提案の枠組みでは、事業者が「畜舎の利用に関する計画」というものを作成することになっております。先ほどの15ページでは、機械化などにより、畜舎内での作業時間を低減させる利用計画が重要で畜舎建築基準の緩和の条件になると言われていることと平仄を合わせて、20ページの「畜舎の利用に関する計画」の下の4つ目のポツに「畜舎に立ち入る人数・時間」と書かれておりますが、もう少し詳しくこの「時間」というところを敷衍して、省力化、機械やITCの導入計画を加えてはいかががでしょうか。機械等を導入することによって、作業時間が、現在、何頭で何時間かかるのところ、今後は増頭しても、これだけの時間の低減ができる、というような計画を立て、その計画に基づいて機械などを導入していただいてコスト削減を実現していくことが、15ページ「14. 建築基準法の枠外で畜舎等を規律する考え方」での枠組みと合致すると思います。したがって、ソフト基準の部分では、そういった面も盛り込んではどうかと思えます。

それから、今後、ハード基準を専門家の皆様でおつくりになられる際には、これまで各委員から、齋藤委員から養豚、坂本委員から養鶏、田畑委員から黒毛和牛について、具体的に出示されたそれぞれのニーズを踏まえて、コスト削減につながるような形をつくってい

ただくことになるものと思っております。

その際に、まずは、こういったニーズが畜産家から出ました。しかしながら、ユーザーのほうは、何にお金がかかるのか、どうしたら工賃が下がるのか、そこは専門外なのでわからないところですので、そちらはまた専門の方からのお知恵をいただくことが必要だと思います。

最後に、自治体の消防署ごとに判断がばらばらである問題が清家先生から出されておりました。この点は、あらゆる分野で問題になっていると承知しておりますが、本日の海外調査事例の21ページで挙げられているIBC (International Building Code) というものをインターネットで少し見てみたのですが、アグリカルチャル・ビルディングス (Agricultural Buildings) については、防火の面も含めて例外扱いにしています。このように建物の用途の特殊性や、占有負荷が限られていることを考慮して、消防についても特別な扱いをご検討いただけないかと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。今までの意見を整理されて、全体としては、農水省の提案の流れということで、一つ一つその流れを整理していただいて、私も意見を伺っていてよくわかります。

次に、藤田委員、お願いします。

○藤田委員 新制度の選択が可能ということがとても大事だと思います。従来そのまま作るという方法と両方があるということが一つ。それで、新制度についてどういう枠組みでいくかということについてですが、ここにあるように、居室を設けないとか、平屋であるとか、そういうことは賛成ですし、緩衝地帯というのをどう設けるかというのはこれからの議論だと思いますし、建物のエリアを決めるのはどうかということに関しては、それよりも、私は前回も話しましたが、家畜排せつ物処理法の法令に基づくということが、これを区切る、制限することになると思いますので、市街化調整区域とかということよりも、私はそちらを優先したほうが、地域との関係を保てる大事なものになると思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。端的にご説明いただいて、非常によくわかりますが、20ページについての、規模だけではなく、糞尿処理を適切に行えるかどうかという発想にはそれも入っているということでしょうか。

○姫野飼料課流通飼料対策室長　はい、入っております。そういったところを遵守するのが新制度に行く場合の一つの条件と考えています。

○森田座長　最初に山氏委員からご質問があった点も、この点ですよね。

○山氏委員　はい。

○森田座長　では、本川委員、お願いします。

○本川委員　大分県の本川牧場の本川和幸と申します。

前回の第1回は都合が合わなくて欠席となりましたが、今回、この建築基準にかかわる話をいただいて、いろいろ私の中で考えたのですけれども、そもそも畜産というのは、牛とか豚とか、家畜そのものが生産しているのもあって、周りの人間たちはその生産の効率をいかに上げていくかという、そこに努力してなりわいにしていくわけですが、まず、目先のコストをどれだけカットできるのかとか、そういう部分がどれだけ経営に本当にプラスになるのかなというのは、話をいただいたときから、正直、疑問に思いました。

うちは今、クラスター事業を使わせてもらって、私もここ直近で建築基準とかいろいろな建物の工法などを経験させてもらって、非常に難しいし、同じ一つの基準の中で作るにしても、建築士さんの設計一つでコストって思い切り変わってしまうんですよね。

ロータリーパーラーの話が今日、この中でも出てきましたけれども、うちも使っているのですが、あれは結局、ものすごく距離を長く飛ばさなければいけない。じゃあ、飛行機の格納庫という、あんなトラス構造できれいなつくりをしていて、海辺にあって、風が強くても飛ばないという、ちゃんとしたものができていますよね。その建築の設計を牧場のパーラーの中に本当に入るのかなと。まず最初に、それをする人たちってどのくらいいるのかなと思ったんです。

ですから、建築基準というのが一つあったとしても、この基準を満たすようにつくるところでのコストの差というのは大きいですし、もっと言うと、平成5年にうちの両親が初めて増頭に踏み切って牛舎をつくったときに、500頭の牛舎だったのですけれども、それは姉齒事件の前だったので、コンクリートも薄いし、平米コストからいったら半分以下なんです。でも、25年経過した今、もう基礎から全部やり直さないと、建物としては次の使い道にいかない。

じゃあ、建築基準を緩和したところで、使い捨てのような牛舎を建てるとか畜舎を建てることが本当に意味があるのかなと。緩和するにしても、例えば、地震が来ても震度幾つぐらいまでは耐えられますよとか、そういうことを明確にしていかないと、結局、経営者

側は、自分で建てた牛舎が自己責任でつぶれて、牛も死んだけれども、自分も死んだけれども、しょうがないよねで、笑って済む人はいいですよ。でも、雇用形態をつくった人たちは絶対それは言えないはずなんです。社員を守らなければいけない。

その考え方からいったら、建築基準そのものが、どこまでこの工法だったら、この基準だったらいけますよという前提でやらないとだめなんじゃないかということが一番思うんです。前回、第1回のとときに、建築確認で、1,000㎡ということを出されて、私もそれに賛成なのですが、その根拠は、乳牛の場合は通路を含めて1頭当たりの面積は大体15㎡で計算するんです。そうすると、家族経営の80頭とか70頭あたりを飼っていくという牧場にとっては、多分、一つの閾値になるんです。

1,000を超えていくところの基準についてどうかという話よりも、80頭の牛をちゃんと飼えるかどうかというところのほうがポイントであって、逆に、120頭とかという乳牛の飼育頭数になると、雇用形態になっていかないと絶対無理なんです。だから、家族経営の範囲の中でそれを基準緩和していくというところでの1,000㎡というのは、ものすごく納得する数字だなと思っていますし、今回、もし建築基準の緩和を図っていくとしても、それは地震や雪やいろいろな天候にかかわるところの部分で、ある程度の保証ができるラインというのはこの辺だよというところをきちんと出さないと、結果的には誰も使わないんじゃないか、使えないんじゃないかなと思っています。

支離滅裂かもしれませんが、以上です。

○森田座長　いえ、非常に的確だと思います。安くしたはいいけれども、牛がいつ死ぬかわからないようなことは、酪農家としても落ち着いて生活ができないですし、すぐ使い捨てするようなものは誰も望まないと思いますので、その辺のバランスが難しいのだと思います。

○本川委員　そうなんですよね。例えば、家族経営の方が牧場をつくったとして、離農するというときに、新規就農をしたい人たちがあらわれて、マッチングで入って引き継いでもらうのが一番いいんです。だから、将来の生産基盤維持とかということも重要なテーマですから、その論点からしても、使い捨てのような牛舎でオーケーみたいな話にはしてほしくないかなと思います。

それから、通路で建物がつながってしまったら、それを全部一つの構造物としてみてしまうというのはやめてほしいというのは、私もそう思います。搾乳牛は特にお乳を搾るところに行ったり自分の牛舎に戻ったりというときに、雨水や雪などが体にかからないよう

に屋根下をずっと移動させるように飼うので、牛舎と例えば搾乳場と人間がいる事務所と例えば通路というのは、どのようにしてその線引きをきちっと切れるかというのをガイドラインとしてつくっていただけたら、それは確かに有効かなと思います。

○森田座長　ありがとうございます。

では、三浦委員、お願いします。

○三浦委員　皆さん、当然、立場があって、私ども何人か建築の専門の人間が発言した後なのですが、先ほど清家先生のおっしゃったとおり、コストを削減するという意味においてのやり方というのは非常に難しいと思うのです。

今、本川委員から非常に根源的な話を伺えたと思うのですけれども、私ども建築の大きな要件というのは生命及び財産を守るということですので、一番最初の論点で私はびっくりしたのは、人間が滞在するのが少ないからということと、まずはそこは重要なところではあるのですが、私は北海道の人間なので、実務としても、畜舎4,000㎡、5,000㎡を手がけております。

その中で、今、北海道の畜舎でいいますと、外枠に3億ぐらいかけて、中に1億以上の機械やロボットが入っているんですね。それで壊れたとかということであれば、論点としてはあり得ないと私は思っています。

そうすると、そこで問題になるのは、例えば、耐震性能が今いわれているラインにどれほど落としてもいいのかと。今、畜舎基準でかなり落とされています。それから、耐風圧もそうです。正直いって、最近ですと、耐風圧は私は怖くなっています。北海道でも恐ろしい風が吹くようになったと。40mで本当に大丈夫なのかと。

そこで低減した状態で建物を設計していいということになって、いざというときにその億の単位の償却が終わらないものがなくなったということに関して、そこができるかという話になる。一番大きい建築コストを削減するということであると、皆さん、随分大きな柱だとかとおっしゃっていますが、それも論理があってやっていることで、決してやみくもに構造基準が決まっているわけではないです。

実態としては、地震力で決まることが多分多いと思います。今、震度7ぐらいを対象にしている。ただ、畜舎基準の低減率がありますので、それすらもかなり落としているところと、正直、これ以上落とすのは無理だと建築の専門家は大体思う。

手続論はたくさんあります。ですから、例えば、畜舎基準が間口何m以下とか、高さがとか、それを外すのは全然問題ないと思うのです。その基準値、そして棟別の話も随分出

ています。我々も確かにそのとおりです。畜舎においては、棟別基準を外しても全然問題ないと思います。ただ、建築基準法と連動した論点の一番根底にある耐震性能なり台風、構造の数学的な基準というのは、我々はそれをこれ以上落とすのは難しい。となれば、コスト削減としては非常に微々たるものになるのではないかと。手続論が多少あったとしても、それは難しい。

それから、今、本川委員が言われたように、国際競争力という話になる。私どもが関係しているところでも、土地を買って新たにやられる方は、これからだと、牛舎も含めて買われるというときに、その構造基準がばらついているものであれば、それこそM&Aができなくなるのではないかと。そういうところも含めると、この構造基準についての論点というのは非常に慎重にやらなければ、将来に禍根を残すようなことになるのではないかと危惧しているところがあります。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。生命及び財産を守るというのが大事で、生命の中にはもちろんおっしゃったように牛も入っていますし、しかも、高い価値をもっていますので。

ただ、お話に出てきた中で、私も今回よく勉強したのですが、つながっているとどうだとか、間口だとか、この辺については、作業性なども含めて十分検討する価値がありそうだというのが、今出ている意見だと思います。

では、森委員、お願いします。

○森委員　森でございます。

きょうは建築以外の方が多いので、私どもの発言が伝わりにくいといけないと思って、別紙で提出させていただきました。

最初に、資料4の20ページのところで、一番上に3つ丸がありますけれども、その1番目と2番目というのが私たち建築の関係者にとって一番大きなことだろうと思っております。それについてもお話をし、最後に今までお話のあったことにちょっと補足させていただきます。私の書いたものは、飛ばしますので、後でお読みいただければと思っております。

1番は、今の議論で、建築基準法の法制度のものと新しい基準という、2つが併存するということが起きるわけです。それを誰がどう選ぶのかということと、既存の法律のものを増築する場合にどうするかとか、いろいろな問題があるので、そこをちゃんと検討いた

だかなければいけないことが1つでございます。

それで、どうするかということについて、これは枠外にするということは、畜産事業の振興が大事だということであれば、設計などのときのいろいろな手続等を含めて、ある部分は建築基準法に倣うとか、別々ということで、明確にさせていただくということだと思えます。

新築はそれでいいのですが、増築をすとか改築をすときの古いものの取り扱いはどうやるかということは残っているということで、そういう課題も整理していただきたいと思っています。

それから、私どもは、新制度になった場合、基本的には建築士の責任だといわれると大変困るのです。先ほど三浦さんもおっしゃったように、私どもも告示のいろいろな低減の数字を思いますと、これはもう限界値だろうと思っています。これ以上で何ができるか。先ほど変形角のお話もありましたが、それは柱がはりのところに変形ができて、屋根がついていると、屋根材に対してそれなりの追随していく仕組みをつくらないといけないわけであって、あるところはよくても、次にまた同じこと、お金のかかることがある。それを総合的に議論されないといけないと思えます。

そういうこともあって、ここで申し上げたいのは、建築設計においてはある程度基準法のもとで私どもはルールに従ってやっているわけですので、設計者が勝手にやっているわけではないのです。ただ、いろいろな設計のやり方とかデザインとかというのがありますから、それとは違います。畜舎の場合は割と機能的な建物ですので、先ほどの間口とか、奥行きとか、そういう議論はルール化されてくると割と合理化されてくると思いますが、もともとから性能基準を落としたときに、私どもはそれに対して、保証するラインを明確にしろとおっしゃっても、微妙なところになってくると、地盤の状況というのは場所によって変わるわけですから、困ります。今の基準法はそこも踏まえた数字になっていることから、新しい畜舎基準でやられるときに、建築士だけの責任だよといわれないうように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、建屋基準と言っていいと思えますが、建屋というのは、建築の世界では非居住のような建物のこと、倉庫とか工場のようなものを言いますので、建屋の基準にしました。そういうものを造るときにも、安全性というのが一番大事でございますので、それを明確にしたつくり方をしてほしいと思えます。基準法はその設計者が裁量の余地があって勝手にやっているわけではないんです。ただ、耐震性のレベルがあるので、一般と異なり

特殊な建物は耐震レベルを幾つも上げて、その判断は、設計者の提案もあり、発注者の了解の上で、お金がかかるけれどもそのようにしています。ですから、一般の建物の基準では、その基準法のとおりでやっているわけです。

そういうことで、新しい基準においても、そういうことを踏まえていろいろなことを考えていただきたいと思います。基本的には、畜産事業が振興するためにそういうのはあり得ると思いますので、そういうことで、自由にできるということではない、ある程度しっかりした裁量の余地がない制度を検討いただきたいと思いますというのが3番目です。

4番目は、先ほど三浦さんもおっしゃいましたが、畜産事業の継続や、企業ではBCPということで、いかに継続させるかということを行っています。そういうことを考えますと、畜産事業においても多大なお金を投資された設備・装置がたくさん入っているわけですね。我々が預かるコストを考えると、恐らく中に入っているほうが高いのではないかと思います。そうすると、外側も、ロータリーパーラーという写真を見させていただきますと、天井も張ってあるし、周りも囲われていることを思いますと、これが潰れていいのかという議論が出てくる。投資する一時的なお金のことは毎年出費するものとの全体のシミュレーションをされて幾らかということであって、安く造ることは大事ですが、その限界値だけはぜひご理解いただきたいと思います。

大変失礼なことかも知れませんが、後段に書いたところでは、きょうも幾つか具体的にこうしてほしいというのが出てまいりました。私どもが考えているのは、畜舎においても牛か豚かによっても違う、鳥によっても違うという、そういうタイプ別、あるいは畜舎規模別というところである程度基準を作られるのも一つですし、前回も申し上げた、地域によっても違います。それは気候風土の地域、もう一つは土地が指定されているかどうかでも違います。ですから、先ほど都市計画区域外とおっしゃいましたが、むしろそういうほうが作りやすい場合もあるし、これは環境問題も出てまいりますから、そういうことで、全体に地域性のあり方で判断いただくのがいいのではないかとも思っています。

最後にソフト基準と書きましたけれども、先ほどのように、地震は突然来ますからわかりませんが、台風とか豪雨とか突風のようなものも今は割と事前に察知できますから、事前にそういう備えをどうするかとか、そういうものを作るのもいいし、今後の事業を考えていくこともソフト基準の一つだろうと思いますので、お考えいただきたいと思います。

ということで、私どもの建築にかかわる立場からは、そこは今ほど申し上げたようなところ です。

最後に一つ申し上げたいのは、実は建築コストが高いとおっしゃいますが、畜舎だけではないんです。一般建築もみんな上がっています。それはおっしゃったように、職人がなくなったからです。400何十万いた職人は、今は300万ぐらいしかいないんです。これは10年後は200万になるだろうと。

そうすると、人手不足で仕事量が減って建設投資が下がると一ということは日本が低迷することになるわけですから、そうあってはいけないとすると、つくり方を変えるしかない。それでA IとかI o Tを入れようとしています、これを導入している畜産は最終的には人間の手のかかる部分があるので似ていますが、建築はなかなか追いついていないと思います。

ですから、コストを下げるということになると、材料費のコストになります。今の安全基準で下げても、ある限界に来ていると、それ以上下げるとすると、下げた数字に対して、その数倍以上のリスクを背負うことになるだろうと思います。そうすると、先ほどの消防法とか、別棟をどう扱うかというところの議論でいけるのであれば、そこで解決することもあるので、基本的な建物の骨格はしっかり造られるほうがいい。ただ、畜舎の造り方をちゃんとされればよいと思うので、その制度が作られることに対しては反対しておりませんし、そういう設計ルールをお作りいただければと思っています。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。畜種ごとの見解が大事だということで、畜舎での検討会を進める場合にはそれを地域も含めて重視するということになると思いますし、私ももちろんそれに賛成します。

では、山氏委員、お願いします。

○山氏委員　今までかなりもやもやしていたのが、きょうは少しすっきりしたところもあるのですが、そもそも初めからこの議論は私は無理があると思っていました。これからこの時代背景、どこで何があってもおかしくないというときに。

それと、私は公表された規制改革会議の議事録を読ませてもらったのですが、本当に困っている、日本の大多数の畜産農家の声じゃないんですね。企業的に大変大きくやられている方がさらに大きくするのに、こういう問題があるという、そんなことでこの議論が始まったと。今、安倍総理初め、日本の農業をこれから、中小、家族経営を大事にしなければならぬのだということで大きなこぶしを上げているところで、何なのと、そういう感じですよ。

ですから、私は前にも申し上げましたけれども、日本の畜産の今後をどういうところに焦点を合わせてやっていくのかなと。国際競争力も大事でしょうけれども、少し例を申し上げさせていただきたいのですが、鹿児島なのですが、女の方が、今、300頭からの繁殖牛を飼っています。この人ばかりではないですけれども、300頭に全部名前をつけて呼んでいるんです。これが日本の畜産の和牛の原点なんですよ。それを買っていった人がまた大事に育てる。

ですから、中には企業的なこともありますけれども、日本の和牛が世界的に評価されているというのは、そういうところが原点にあるんですよ。これはよく知っておいてもらいたいと思います。

それから、先日、大分の杵築市というところに行ってきました。うちの3番目の息子が帰ってきてやるから、ぜひ簡易牛舎の現地をみてくれというので、行ってきました。この方は、親御さんが80頭の搾乳をやっています。これはつなぎです。朝晩1時間ずつで作業が終わるそうです。そこで、次男が後を継いだ。今度は3番目が帰ってきて、うちの簡易牛舎で和牛の繁殖をやる。そして、長男がまたそのうち戻ってきますと。こういうことなんですよ。これが本当の日本の畜産のあるべき姿だと思うのです。本川さんも大分企業的にやっておられますけれども、それに準じたことをいわれるのかなと思ったら、そうでないから私は本当にありがたく思っているところなんです、それが本当だと思うのです。

あとは、糞尿処理もありました。そういうところでできた牛乳が本当においしいのか、消費者が本当に望むのかと。糞尿などで人に迷惑をかけているところもあるらしいですよ。そういった企業的なことが、商品も含めて、納税者から認められるのかということだと思うのです。ですから、北海道では、糞尿の話もさっき出しましたがけれども、処理するには、内地は別として、北海道あたりでは、やはり1頭に1ヘクタールという、そういう制限をつけてやっているところもあるようですから、これは土地利用の中で当然そういったことは義務づけるべきだと思っております。

ただ、今回、三浦委員、森委員、そのほかの方も出られましたけれども、私は、これは本当に慎重にやるべきだと思います。誰が責任をとるのですかと。ここでそういう方向性を決めた、ここの委員も責任が求められるのですかという話になるかもしれない。そんなことはないでしょうけれども。日本の今後の畜産をどうするのですかと。企業的にやる場所は企業的な努力でやってもらえばいいんじゃないですか、というのが私の考えです。

それから、この前、1,000㎡と申し上げたものですから、多くの話を聞かなければなら

ないなと思って、短い期間ではありますけれども、アンケートをとってみました。

そうしますと、「1,000㎡まで早くしてくれ」というのが約70%です。ここにも、北海道における平均規模が70頭とありましたね。全国の7割の方がこれを望んでいるんです。ですから、先ほど田畑委員も申されましたが、難しいことは時間をかけてやってもらって結構ですけれども、今の木造の500㎡をすぐ1,000㎡に、それはすぐにでもできないことはないと思うのです。

今、酪肉近もやっておられるようですから、日本の家族を守るにはもうこういうことを打ち出していったほうがいいんじゃないかなと。やはり実態の現場もわからないでいろいろ議論をされたのでは、私はこれは無理だと思う。

そういうことで、このアンケートの結果、座長、こういう意見が大宗なものですから、よろしくをお願いします。

○森田座長 ありがとうございます。基本的には、今提案しているのは、規模についての限定はないということですね。大きいものだけとか、そういうことはない。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 対象者については、小さい頭数とか大きい頭数ということは区別はなく考えております。

○森田座長 それから、前回では500から1,000という話が大勢を占めていて、これについても、今回は、今、いろいろなご意見をもらってまとめていくということで、よろしいですか。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 そのとおりです。きょうは特に1,000という背景として、何で1,000なのかといったような現場からのご意見もいただいたところでありますので、そういうものを踏まえて検討していきます。

○森田座長 アンケートをとられて、そういう希望もあるということもそうですね。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 同じであります。

○山氏委員 さらに大きくやりたい方は、それを1棟で当たりなければ2棟つくればいわけですから、難しい話じゃないんですよ。2棟というか、それは別々にですよ。

○森田座長 前回の1回目に比べてさらに具体的な資料になりましたので、それぞれのご意見をいただきました。

ここからはランダムに、それぞれご意見をいただいたものについて、あるいはまだ自分で言い足りないことについて、ご発言いただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、次回の3回目はもう予定されていますので、その資料

作成に向けた意見等でも結構ですので、ぜひご議論いただければと思います。

○山氏委員 労力削減をするのによくロボットということをいわれますけれども、ロボットを使っているオランダなどとの1日当たりの乳量とか、搾る量とかが違うと。また、海外に比べて国内は価格が3倍もするという話もあるんです。

ですから、「私はこういうものは組合には絶対奨励しない」と、そういう酪農協の方もおられるわけですが、ロボット、ロボットということで補助金を出すということではなくて、先ほど私は大分の例も出しましたけれども、多様性というものもきちっと幅広く周知されて、クラスターとかいろいろな補助事業でやると、酪農で1頭300万からの借入金をしょってしまうような計画に今なっています。肉牛でしたら170万から。これは大変重たいんです。

ですから、そういう計算ができる人は、そういうものにはついていけない。ですから、畜舎についても、規模拡大しなければならないから、こういうふうには緩和しなければならないと、そういう理屈もないんじゃないかなと感じるところです。

○藤田委員 ロボットが絶対だめなわけではなくて、ロボットの使いようだと思います。多様性があるといいので、だめということではないですね。これからそれがもっとよくなるべきだと思っています。

それから、これは実質的にJ I S規格の建築資材以外の参入が困難というのがここに出ています。私は、この困難なことがコスト削減になっていないのかどうかというのは、どういうことなのか、そういうことをこれから調べていただければなと思っています。

○森田座長 この点については、よろしくお願いします。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 きょうの参考2でご意見をいただいたところでもありますが、そういった事業者の方にもちょっと聞いてみたいと思います。

○森田座長 齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 ちょっと確認したいのですが、17ページの右側で、「都市計画法第8条第1項に規定する地域」とありますが、ひょっとして市街化調整区域のことも入っているのですか。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 市街化調整区域の中で、用途が定められている区域というのが、ここに書いてあることです。

○齋藤委員 用途……。実はうちが市街化調整区域なんです。そして、そこから500mぐらい先から都市計画の枠の外になるのですが、今、現実には市街化調整区域に建物が建

っているものですから。確認でした。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 調整区域で用途とは申しましたけれども、そこは現場を拝見しないとわからないところもありますが、基本、そんなになんじじゃないかと思っています。

○国土交通省 都市計画区域内では、線引きといいまして、市街化区域と市街化調整区域に分けているところは線引きしているわけですが、非線引き区域とって、分けていない都市計画区域もありまして、その中で用途地域を定めているケースが結構あります。そのことをいっているのだと思います。ですから、調整区域はもともと対象にするつもりでやっておられるのだと思います。

○森田座長 ほかにどうでしょうか。

○河野委員 きょうの議論をずっとお伺いして、前回はそうだったのですが、16ページにあるように、現行の基準、特に外力に対する基準については、もうこれ以上緩和の余地がないというのが基本的なスタンスだと本日はみんなで合意しておいたほうがいいんじゃないかなと思うのです。

もちろん、その一部に多少何かあれば別ですけども、今、これまでコストダウンのために緩和といっても、手続の緩和とか、自然に対する力の緩和とか、消防の緩和とか、いろいろあるので、少なくとも外力に対する部分については、もう低減の余地はほとんどないと。こういうところだけは合意しておかないと、またそこから議論し出すとどんどん発散するかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

○森田座長 ほかの方のご意見はいかがでしょう。

斎藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 今回のものは、今までの建築基準法による畜舎もオーケーだということで、それによらない新畜舎法による建築物の議論をしているわけですので、私でしたら、新しい緩和された豚舎を建ててみたいです。理由は簡単で、今のままではもう利益が望めないからです。

先ほど牛1頭幾らとありましたが、豚は、3年前に母豚1頭120万のところ、今、母豚1頭200万です。採算割れするので、日本から養豚がなくなるということを示していますので、私はまだ豚飼いを続けたいので、ぜひこの新畜舎法によった畜舎で豚を飼ってみたいと。

豚舎の場合は、鉄柵という強固な、パイプではなくて、19mmとか20何mmの鉄での柵もあ

るので、うちは昭和51年に建てた耐震性もない畜舎もまだ現役でやっていますので、例えば、畜舎にランクをつけるのだったら、基準法に従った畜舎、それから、新畜舎法による畜舎ということで、それがだめだったら、ハウスで、ハウスのガイドラインに沿った建物でも建てないと、経営継続自体が難しいのではないかなという状況なので、今回の建築基準法除外による畜舎法の設置が議論になっていると思いますので。今までの建築基準法による畜舎は、うちは全てそれです。

500㎡未満ですけれども、きちんと構造計算もして、きちんと準拠したもので建てさせてもらっていますので、1,000㎡になったら突然建築基準法がなくなるわけではなくて、今だって、500㎡未満だって建築基準に沿った建て方を全部やっています。ただ、姉齒さんからダブルチェックする構造計算の提出とか建築まで1ヵ月もあつちに書類を回して判子をもらって、こっちにもやって判子をもらってと、それがないので500㎡未満にしているだけなんです。

それから、接続の問題ですけれども、養豚の場合とはとにかく伝染病の防御というのが大変重要なテーマで、それでうちは自動洗浄ロボットが欲しいなと思っているのですが、それだけ水を使い、ほかからのものを防御しているので、接続はぜひ合法化してもらわないと、豚の移動が外の通路を1回ずつ通すようでは問題なので、ぜひそちらのほうもお願いしたいと思います。

○森田座長　今の河野委員と齋藤委員の意見の食い違いは、清家委員もおっしゃったように、金額と構造的なものの兼ね合いがいまいちはっきりしないからだと思うのです。つまり、構造的に決められたものでつぶれるかどうかという問題と、それをどうかしたときに金額にどれだけ影響するのかというところで。

きょうの議論の多くは、全体はもう大して変わらないよと。ただ、全体のコストの中にどれだけ資材などが含まれているのかとか、そういうことを少し明らかにしていただいたほうが、議論はかみ合いやすいかなと考えています。

○清家委員　それから、規模で議論が違ってくると思います。安全性の基準も規模によって考え方は違いますし、牛なのか豚なのか鳥なのかで多少違うというのをなんとなく感じるのですが、私は専門ではないので、何が違うのだろうと思いつながら聞いていました。その辺は一旦分けて整理してみて、そして何かターゲットをはっきりさせていきたいですね。

ひょっとしたら、全部緩和ということではないかもしれないけれども、大幅に

緩和しても大丈夫そうなところとか、手続だけで随分コストダウンになるところとか、少し違いそうなので、規模と対象となる動物などのところで分けていたほうが、私としては後の議論がやりやすいかなと思いました

○森田座長　ありがとうございます。そのとおりだと思います。次回までに、その点で議論ができるような資料をつくっていただければと思います。

この間も精巧な議事録をつくっていただきましたが、それをつくっていただけると、もう一度読み返して、どういう議論になっているかということが全体にもよくわかると思います。ただ、きょうは全員の方が集まって、各畜種についていろいろな意見が出ましたので、それも基本にしていいただければと思います。

ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

○渡邊畜産部長　いろいろご意見をありがとうございました。最後に、私のほうから、今日の議論を確認させていただきたいと思います。

今日、我々が資料でご説明をした制度のフレームというのは、先ほど来お話がありましたけれども、建築基準法というのはどういう人にも押しなべて一律に規制がかかるという仕組みなわけですが、今回我々が考えているのは、利用基準、ソフト基準という利用計画というものをつくっていただいて、そういう一定の利用の仕方をするというのを前提に、その人に限って今の建築基準法の基準の適用を除外して、新たな基準を適用するという、そういう仕組みにしようということがまず一番重要な我々からの今日の提案だったわけです。

それについては、基本的にはあまり反対意見はなかったと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○森田座長　これについて、ご意見をください。

○本川委員　その新しい建築基準をつくって、ある程度緩和したものがあつたとして、そこに人が入っていくところの記録などがあつて、それならそれでオーケーですよという話にするとするじゃないですか。でも、きょう、この全体の話の中からいくと、耐震強度などを考えていくと、建築自体の設計要件というのは大きく変わらないというのが、まず設計士さんたちからの話ですよ。

そうになっていって、じゃあ、どこにそのメリットが出てくるのかと。結局、それを採用することのメリットというのは一体何なのだという話になってしまうと思うのです。

もう一つは、こういうことをいっては失礼かもしれませんが、農業事業者でそう

いうのをちゃんと現実どおりにきちんとやれる人というのはどのくらいいるのかなと、正直、また思ってしまうんです。だから、どうなのだろうかと私はちょっと思うのですが、皆さん、どうでしょうか。

○森田座長　　今の意見もきょうの意見の途中であった、新しくつくるというものに対する不安ということだと思っております。

○渡邊畜産部長　　それで、建築基準を適用除外にするわけですが、先ほど来から極端な意見として、何でもいいんだらうみたいな話がありますけれども、そういうことには常識的にはきつとにならないということだと思います。

あと、建築基準法はいろいろな建物を対象に想定をしておりますので、いろいろなことを想定していろいろなことができるような仕組みになっているわけですが、畜舎をみると、今回、我々が提案させていただいておりますけれども、二階建てとか三階建ての畜舎というのはいないんですね。平屋なわけですよ。

鶏舎も、飼育のための鳥のかごがいっぱい何段にも重なっているのですが、実は二階の床があるわけではないので、平屋という仕組みになっていますので、ほぼどの畜種の建物も平屋に恐らくは限定されているのではないかと。

そういうことになると、二階建てか一階建てかという、まず、構造の仕組みはかなり違うのではないかと考えていまして、そういうものに限定をした上で、なおかつ、先ほど来、作業との関係で高さを、今の高さでは足りないなら、どこまで高さを上げるのかとか、作業との関係で間口をどれだけ広げるのかとか、そういうことをご意見としていただきたいというつもりで今日はお願いをしていたので、今日は農業関係の方々から具体的なそういうご意見をいただいて、非常に参考になるお話でしたので、それを加味してこれから検討したいと思っております。

○本川委員　　済みません、もう一つ、思い出したのですけれども、畜舎の屋根の高さは、うちが11mから13mのこういう形なのですが、それは結局、はりなどにまたお金がかかっていくし、高くすればするほどまたいろいろ建築物としてはお金がかかるものになっていくと。その落としどころで、九州なので、夏場の暑熱対策もあわせて考えて、開放式牛舎でそういう屋根の高さをつくったのですが、固有名詞は出しませんが、うちのその牛舎をみて某牧場さんが、「おまえのところが13mなら、うちは17mだ」というので建てたんです。そうしたら、ものすごく高い牛舎になっていたんですよ。

だから、屋根の高さを上げるというのは、基準があってもなくても、結果的には建築物

にはね返ってくるので、高くすると高くなるから、緩和しても余り意味はないかもしれないと思います。

○渡邊畜産部長　それから、メリットのところでございますが、誤解のないように申し上げたいと思いますけれども、単に畜舎のコストを何割下げるとというのが目的なのではないと我々は思っています、全体の畜産の経営を考えたときに、特にこれから人がいなくなってきた、それを代替するのは機械しかないという場合に、その機械自体も、先ほどもお話があったように非常に高価なもので、そういうものを入れるのに、畜舎のお金が少しでも安くなれば、そのお金で機械が入れられるじゃないですか。そういうところなのだと思います。

先ほどの酪農の例でいうと、1 kg当たりコストが何円といったときの畜舎のお金というのはほんのちょっとで、3%か5%ぐらいで、エサなどのほうが全然高いわけです。特に労働力のところが非常に高く、これから人が少なくなってくるから、ますます高くなる可能性がある。エサはかなり海外から入れていることもあって、これを農業者の方々の努力によって下げていくというのはなかなか難しいわけですが、労働力のところは工夫の仕方によっては下げられる余地があると。

そういうことにチャレンジをしようとする人たちに対して、少しでも基準を緩和することによって建築コストが下がるのであれば、そのコストをもって機械を入れてもらうということが考えられないかということをお我々は考えているので、単純に建築コスト自体をどうのこうのということではない、その単体だけでみているということではないというのは、ご理解をいただきたいと思います。

○森田座長　この提案の14ページのところで、幾つかの施策の1つとして、経営コストを低減しようということをお考えているということですね。

外にあるということですが、全く無法ではなくて、今お話があったように、当然、科学的知見に基づく建物としての構造は存在するということです。枠からはずすと、随分いろいろ整理できることが、それだけ特定するとあるんじゃないかということですね。

そうしたことも、今、非常に白熱した議論になってきますが、今回もデータや例示があって随分話が進んだと思いますので、次回に向けてもまた資料の準備をお願いします。

そろそろ終わる時間になりますが、最後に何かございますか。よろしいですか。

それでは、そういうことで事務局は進めてください。

事務局のほうから何か補足はありますか。

○姫野飼料課流通飼料対策室長 今日いただきましたご意見を踏まえて、さらに具体化したものをお出ししていきたいと思っています。

今ご案内しておりますのは、第3回は、3月23日、月曜日、1時から、本日同様この共用会議所の開催を予定しております。

ほかに連絡事項はございませんか。

それでは、これもちまして、第2回目の検討委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

○森田座長 今日はありがとうございました。またよろしく申し上げます。

——了——